

市議会定例会提出議案（藤沢市地域子供の家条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市地域子供の家条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2004年（平成16年）11月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市地域子供の家条例の一部改正について
藤沢市地域子供の家条例の一部を次のように改正する。

2004年(平成16年)12月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市地域子供の家条例の一部を改正する条例

藤沢市地域子供の家条例(平成2年藤沢市条例第16号)の一部を次のように改正する。

第4条を削る。

第3条中「利用できる者」を「利用することができるもの」に改め、同条第4号中「その他」を「前3号に掲げるもののほか、」に、「者」を「もの」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

(休館日等)

第3条 子供の家の休館日及び開館時間は、教育委員会規則で定める。

第5条中「条例に定めるもののほか、子供の家の管理」を「条例の施行」に、「教育委員会規則」を「教育委員会が規則」に改め、同条を第8条とし、第4条の次に次の3条を加える。

(指定管理者による管理)

第5条 子供の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 子供の家の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 子供の家において実施する青少年育成事業に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、子供の家の運営に関する事務のうち教育委員会
のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務

(指定管理者の指定等)

第7条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指
定の手續等に関する条例(平成15年藤沢市条例第19号)の定めるところによる。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第5条を第8条とし、
第4条の次に3条を加える改正規定(第7条に係る部分に限る。)は、公布の日か
ら施行する。

提案理由

この条例を提出したのは、子供の家の管理の業務を指定管理者に行わせる必要に
よる。